平成２３年（フ）第２３５号
北海道旭川市東光12条１丁目２番23号　コーポグリーンイースト205号
債務者　桑原　昌幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３７号
北海道旭川市曙２条５丁目２番４号　シャトー曙105号室
債務者　大西　朱美（旧姓橋谷田）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４６号
北海道旭川市東光６条１丁目１番10号
債務者　井上　智幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４７号
北海道旭川市９条通15丁目24番地の394　セイコーハイツ１号
債務者　風間世紀子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４８号
北海道旭川市南２条通23丁目117番地の３　カネマツマンション
債務者　青柳　和博
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５０号
北海道旭川市６条通18丁目89番地　マンションＫＡＮＤＡ402号
債務者　石井　勝彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３０９号
大阪市西成区北津守４丁目８番１号　カナザワアパート２号室
債務者　立川　龍一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５１号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目14番７―203号
債務者　吉田　妙子（旧姓政倉）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３７６号
大阪府摂津市昭和園８番11―313号
破産者　桑原　敏郎
1　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後４時
平成23年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２号
兵庫県宝塚市中野町20番５号、前住所兵庫県姫路市夢前町置本418番地３
破産者　難波　智宏
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午前10時45分
平成23年７月６日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９１２号
広島市中区鉄砲町８番15号
破産者　有限会社装華
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年８月19日午前10時
平成23年７月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
高知県四万十市西土佐用井1116番地１
破産者　中﨑　隆則
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年10月５日午後２時
平成23年７月７日　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２３号
福岡県大川市大字坂井647番地の１
破産者　有限会社清松化粧合板
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年９月28日午前11時30分
平成23年７月６日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４９６９号
大阪府茨木市大池１丁目14―35―１Ｆ
破産者　株式会社ユーロ・モト
1　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで
2　一般調査期日　平成23年９月12日午後３時30分
平成23年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５２０号
宮崎市大字赤江字飛江田878番地１
破産者　株式会社Ａ交通
1　期日　平成23年８月19日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告集会、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月30日　　宮崎地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８８号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目12番２―813号
破産者　髙森　謙次
1　期日　平成23年８月17日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０７号
愛知県岡崎市北野町字二番訳63番地　グランパス北野313
破産者　向後　　毅
1　期日　平成23年９月５日午後４時15分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係